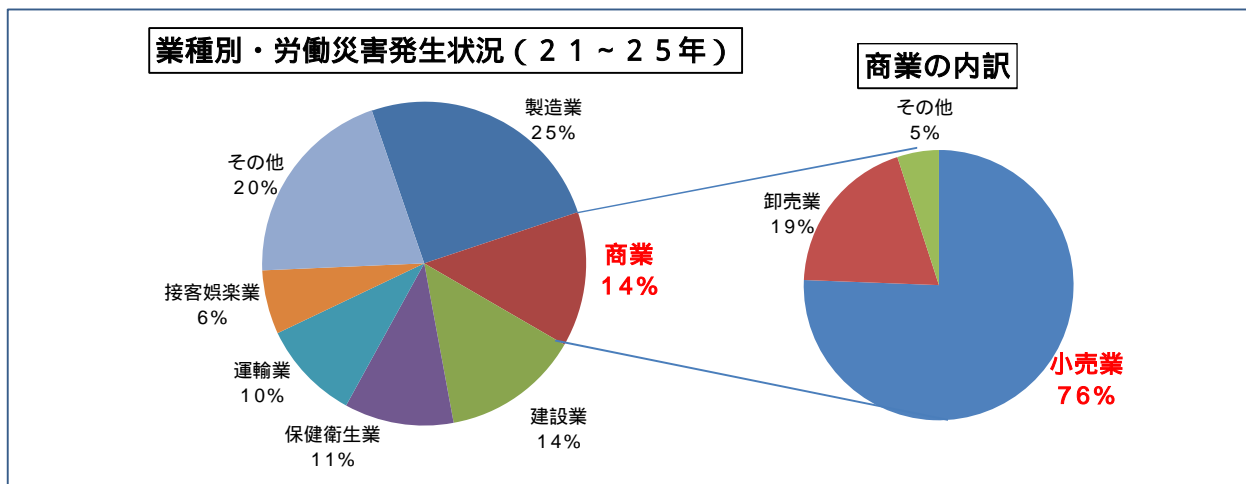


小売業における 労働災害防止対策

長崎県において、平成21年から25年までに発生した商業の休業4日以上労働災害は944件であり、全産業においても大きな割合を占めています。

また、「商業」における労働災害の約8割が「小売業」で発生しています。

本パンフレットには、小売業における転倒災害防止対策を始め、作業別の注意点等をまとめているので、職場の労働災害防止活動にお役立て下さい。



1 転倒災害防止について

平成21年から25年までの小売業における労働災害714件を事故の型別で分類すると転倒災害が非常に高い割合を占めていることがわかります。これは長崎県だけでなく全国的にも同様であり、こうした状況を踏まえ厚生労働省では「STOP! 転倒災害プロジェクト」を展開しています。

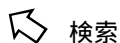
STOP! 転倒災害特設サイトの開設
厚生労働省ではプロジェクトの概要を示すパンフレットを作成しています。パンフレットには転倒災害防止のためのチェックリストがありますので、事業場内の転倒危険箇所等を確認するのにお役立て下さい。

詳細は

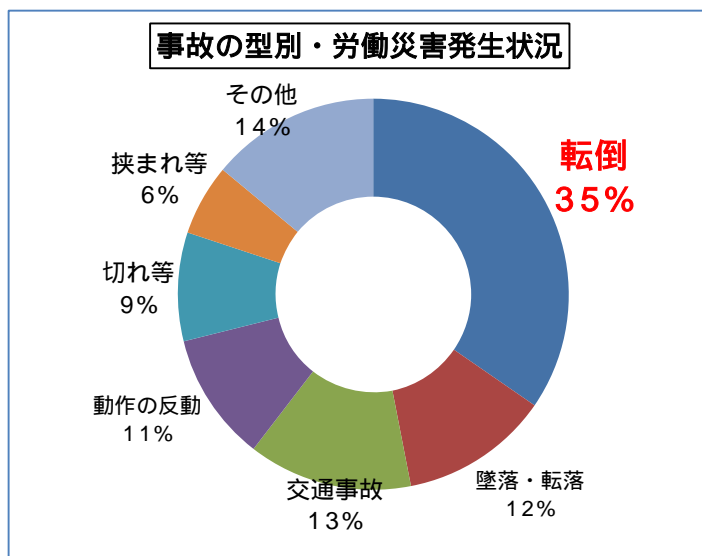
「STOP! 転倒災害特設サイト」

をチェック!

STOP! 転倒



検索



長崎労働局・各労働基準監督署

2 荷物の運搬等の災害防止

荷を積んだカゴ車はバックヤード、店内、集荷場など幅広く使用されており、利便性が高い反面、荷の積み過ぎによる崩壊・倒壊、他者(労働者、お客さま)との接触などの危険性がありますので、見通しがきくよう荷の高さを制限するようにしましょう！



一人の場合は、引き手側を選択するほうが他者との接触や崩壊・倒壊の危険が少なくなります。二人の場合は、引きが誘導者となり、押して側に指示を送りましょう。



荷を高く積み過ぎた状態でかご車を押すと、前方の状況が見にくくなるので、引き手側に回るか、荷の高さを低くしましょう。



安定性の高い積載方法としましょう。(重いものは下、軽いものは上など)



unnecessary カゴ車、ラックは置き場を定め、整理・整頓に努めましょう。

足ふきマットへのつまずきに注意しましょう！



足ふきマットは油脂等を吸収してくれる反面、つまずき易く、転倒の原因となります。特に波うった状態のマットは足やカート車輪等をつまずかせる原因となります。マットの周囲をテープで固定するなどつまずき防止措置を行いましょう。



スイングドア付近に注意しましょう！



スイングドア付近は開閉により衝突する原因となります。
小窓を付けるなどドアの反対側を確認できるようにしましょう。
「左側通行」、「右側通行」など一定のルールを定めましょう。

大型冷凍庫（冷蔵庫）の扉前のスペースを確保しましょう！

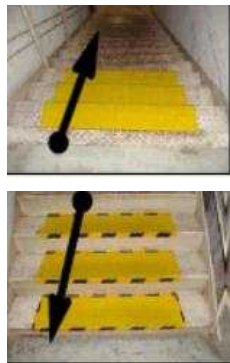


冷凍庫（冷蔵庫）内は床面が氷の状態となっており、滑りやすい環境にあります。冷凍庫内の耐滑性安全靴など環境に応じた作業靴を使用するようにしましょう。
冷凍庫（冷蔵庫）内の扉が開閉する範囲に荷を置かないようにしましょう。
冷凍庫（冷蔵庫）内は非常に寒いため、扉横に防寒着を準備しておきましょう。

階段からの転落に注意しましょう！



（改善例）



階段から転落する災害も多く発生しています。
前方や足元が見えないほどの荷物の持ち方をしないようにしましょう。
両側に手すりを設けることや、階段のふちに滑り止め又は色分け等で踏み誤りを防止するよう対策をとりましょう。（改善例では下り始めと着地前3段を色分けしています。）

床に置かれた空段ボール箱に注意しましょう！



床に置かれた空ダンボール箱は、滑りやすく転倒災害の原因となりがちです。
空段ボール箱を足下付近に置きながら商品の陳列作業を行う場合がよくあります。
これらは、作業者本人だけでなく、近くの通行者にとっても危険を及ぼします。
商品の陳列作業は空ダンボール箱を整理しながら行いましょう。



調理場の油脂に注意しましょう！



揚げ物や魚介類を扱う調理場付近は、床に油脂が付着して滑りやすくなり、転倒災害の原因になりがちです。

油脂のたまりやすい箇所には、吸湿性のあるマットなどを敷きましょう。

既にマット等が敷かれている場合には、古くなっていないか、大きさが十分であるかなどをチェックしましょう。

3 バックヤードにおける4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底

店内においては、お客さんがいることから、4S（整理、整頓、清掃、清潔）がある程度徹底されていますが、バックヤードは荷物を高く積み上げ過ぎているケースや品物で安全通路が狭くなっているケースなどがあり、崩れ落ちる危険があります。



不要な物の廃棄基準の判断がつかないときに要不要を判断する責任者を決めること。定期的に店長（副店長）が巡回して、整理の状況を確認する。

エリアごとに4Sの担当者を決める。

置き場所、置く物の種類、積み上げる高さなどをルール化する。

4 安全担当者を選任しましょう！

平成26年3月より安全管理者、安全推進者の選任義務のない事業場にあっても安全推進者を配置するよう厚生労働省よりガイドラインが発出されました。

常時10人以上の労働者を雇用する事業場にあっては、「安全推進者」を選任し、下記のような業務を行いましょう。

職場環境および職場方法の改善について

（4S活動、作業マニュアルなど）

労働者の安全意識の啓発および安全教育について

（作業手順、朝礼などで啓発など）

関係行政機関に対する各種報告、届出について

（労働者死傷病報告書の提出など）

長崎労働局 安全推進者

検索



長崎労働局・各労働基準監督署